

都市施設・特定都市施設・事前協議の対象施設の一覧

都市施設、特定都市施設及び事前協議の対象施設は、下表のとおり、規則で定めることを想定しています。

建築物

		都市施設	特定都市施設 (延べ面積)	事前協議の 対象施設 (延べ面積)	
1	学校等施設	(1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づくもの) ----- (2) その他これらに類する施設	すべての施設	2,000㎡以上	
2	医療等施設	(1) 病院又は診療所 ----- (2) 助産所 ----- (3) 施術所 ----- (4) 薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。)	すべての施設		
3	興行施設	(1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ----- (2) その他これらに類する施設	500㎡以上		
4	集会施設	(1) 集会場(冠婚葬祭施設を含む。一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。)	すべての施設		
		(2) 集会場(冠婚葬祭施設を含む。すべての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。)	1,000㎡以上		
		(3) 公会堂	すべての施設		
		(4) 公民館	200㎡以上		
		(5) その他これらに類する施設	200㎡以上		
5	展示施設等	(1) 展示場 ----- (2) その他これらに類する施設	500㎡以上		
6	物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	すべての施設		
7	卸売市場	卸売市場	2,000㎡以上		対象外*
8	宿泊施設	(1) ホテル又は旅館 ----- (2) その他これらに類する施設	500㎡以上		2,000㎡以上
9	事務所	(1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	すべての施設		2,000㎡以上
		(2) 事務所(他の施設に附属するものを除く。)	1,000㎡以上		対象外*
10	共同住宅等	(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 ----- (2) 長屋その他これらに類する施設	1,000㎡以上		対象外*
11	福祉施設	(1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの ----- (2) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	すべての施設	2,000㎡以上	
12	運動施設又は遊技場等	(1) 体育館、水泳場、ボーリング場又は遊技場 ----- (2) その他これらに類する施設	500㎡以上		
13	文化施設	(1) 博物館、美術館又は図書館 ----- (2) その他これらに類する施設	すべての施設		
14	公衆浴場	公衆浴場	1,000㎡以上		
15	飲食店等	(1) 飲食店 ----- (2) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	すべての施設 1,000㎡以上		

都市施設		特定都市施設 (延べ面積)	事前協議の 対象施設 (延べ面積)
16	サービス店舗等	(1) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 (2) 一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所 (3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	すべての施設 2,000 m ² 以上
17	工業施設	(1) 工場 (2) その他これらに類する施設	2,000 m ² 以上 対象外*
18	駐車場又は発着場を構成する建築物	車両の駐車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべての施設 2,000 m ² 以上
19	自動車関連施設	(1) 自動車の停留又は駐車のための施設 (2) 自動車修理工場 (3) 自動車洗車場 (4) 給油取扱所 (5) 自動車教習所	500 m ² 以上 200 m ² 以上 200 m ² 以上 すべての施設 1,000 m ² 以上 対象外*
20	公衆便所	公衆便所	すべての施設
21	公共用歩廊	公共用歩廊	2,000 m ² 以上
22	地下街	(1) 地下街 (2) その他これらに類する施設	2,000 m ² 以上 2,000 m ² 以上
23	複合施設	1の項から 22 の項までに掲げる都市施設の複合建築物	1,000 m ² 以上
24	その他の住宅	独立住宅	対象外 対象外*

※ 都市計画制度(高度利用地区、特定街区、再開発等促進区、都市再生特別地区)を活用して、公開空地や歩行者デッキ等の公共的通路を新設又は改修する場合は、事前協議の対象とすることを想定しています。

道路、公園、公共交通施設等

都市施設		特定都市施設 (延べ面積)	事前協議の 対象 (延べ面積)
1	道路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第2条第1項に規定する道路	すべての施設
2	公園	(1) 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第2条第1項に規定する公園(以下「都市公園」という。) (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 40 条に掲げる児童遊園 (3) 東京都海上公園条例(昭和 50 年東京都条例第 107 号)第2条第1号に規定する公園 (4) 都市公園及び児童遊園以外の地方公共団体が設置する公園 (5) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第2条第1号に規定する公園 (6) 国及び地方公共団体以外の者が都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 59 条第4項の許可を受けて行う都市計画事業による公園 (7) 東京都霊園条例(平成5年東京都条例第 22 号)に規定する霊園 (8) 庭園(寺社等に附属する庭園、美術館、博物館等に附属する庭園及び冠婚葬祭施設等に附属する庭園を除く。) (9) 動物園及び植物園(大学、研究所等が学術研究を目的として設置しているものを除く。) (10) 遊園地	すべての施設 対象外*

都市施設		特定都市施設 (延べ面積)	事前協議の 対象 (延べ面積)
2	公園	(11) その他これらに類する施設 ただし、次のいずれかに該当する都市施設のうち、整備基準の適合が困難であると知事が認める場合は、この限りでない。 ① 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法、都市計画法その他の法令又は条例の規定の適用があるもの ② 山地丘陵地、がけその他の著しく傾斜している土地に設けるもの ③ 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの ④ (2)、(3)、(4)及び(5)において、著しく狭小な敷地に設けるもの	すべての施設
3	公共交通施設	(1) 鉄道の駅 (2) 軌道の停留場 (3) バスターミナル 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナル (4) 港湾旅客施設 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第7号に規定する旅客施設 (5) 空港旅客施設 空港法(昭和31年法律第80号)第4条第1項第2号に掲げる空港及び同法第5条第1項に規定する地方管理空港における航空旅客取扱施設	すべての施設
4	路外駐車場(建築物及び小規模建築物以外のもの)	駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場で建築物及び小規模建築物以外のもの(特殊装置のみを用いるものを除く。)	駐車用の用に供する部分の面積が500㎡以上の施設

※ 都市計画制度(高度利用地区、特定街区、再開発等促進区、都市再生特別地区)を活用して、公開空地や歩行者デッキ等の公共的通路を新設又は改修する場合は、事前協議の対象とすることを想定しています。